

第15期東京都住宅防火対策推進協議会

報告書

「住宅用火災警報器の設置促進及び
適切な維持管理方策について」

東京都住宅防火対策推進協議会

は　じ　め　に

平成4(1992)年3月に東京都の火災予防条例により住宅防火対策の推進が明確に位置づけられました。このため、学識経験者、地域住民組織の代表者などから広く意見を求め、関係行政機関、関係団体・業界等との連携を緊密にした住宅防火対策の総合的な推進を目的に東京都住宅防火対策推進協議会が設置されました。

住宅用火災警報器は設置義務化から16年が経過しており、設置から10年以上となる住宅用火災警報器は、電子部品の劣化や電池切れにより、火災を感知しなくなることが懸念されます。そのため、住宅用火災警報器本体の更新を含めた維持管理方法を早急に周知し、日々の暮らしの中の安全・安心の確保が重要な課題となっています。

令和元(2019)年8月8日から始まった第15期東京都住宅防火対策推進協議会では、このような現状を踏まえ、「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」をテーマに、効果的な広報方策、共同購入の有効性や推進方法の検証等、様々な視点から分析と検討を行ってきました。

このたび、その検討成果をまとめ広く一般に公表することを前提に、報告書を作成いたしました。本報告書は、多角的な調査分析を行いつつ、かつできるだけ分かりやすくまとめております。特に、行政や地域等の連携のあり方、将来を見据えた住宅用火災警報器のあり方を提示し、今後の方策について検討結果を提言しています。

この報告書が、各消防署をはじめ、行政、関係団体・業界、地域住民の住宅防火についての新たな関心の向上に寄与し、住宅火災による人命や財産の被害低減につながれば望外の喜びです。

令和2年9月23日

第15期東京都住宅防火対策推進協議会会長　　関　澤　　愛

目 次

第15期東京都住宅防火対策推進協議会報告書

協議テーマ「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」

はじめに

I 序章

ページ

- | | | |
|-----|-------------|---|
| I－1 | テーマ設定の背景と目的 | 1 |
| I－2 | 検討体制 | 1 |

II 現状と課題、検討の方向性

II－1 住宅火災の現状

- | | | |
|-----|------------------------|---|
| (1) | 住宅火災件数の推移 | 4 |
| (2) | 住宅火災による死者数の推移 | 4 |
| (3) | 住宅火災における住宅用火災警報器等の設置状況 | 5 |

II－2 住宅用火災警報器等の現状

- | | | |
|-----|-------------------|---|
| (1) | 設置率と点検状況及び今後の予想推移 | 5 |
| (2) | 住宅用火災警報器等の奏功状況 | 6 |
| (3) | 奏功事例 | 6 |
| (4) | 本体交換の推奨について | 7 |

II－3 課題

- | | | |
|--|------------------------|---|
| | 都民への設置後10年での本体交換の周知・促進 | 9 |
|--|------------------------|---|

II－4 検討の方向性

- | | | |
|-----|------------------------|----|
| (1) | 効果的な広報方法について | 10 |
| (2) | 共同購入の推奨について | 10 |
| (3) | 今後の住宅用火災警報器のあり方について | 10 |
| (4) | モデル消防署でのヒアリング調査及び試行の実施 | 10 |

Ⅲ 住宅用火災警報器に関する町会長等へのヒアリング

Ⅲ－１ ヒアリング内容と結果

- | | |
|---------------|-----|
| (1) ヒアリング調査概要 | 1 1 |
| (2) ヒアリング調査結果 | 1 1 |

Ⅲ－２ ヒアリング調査結果を踏まえた課題検討

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 様々な広報媒体を活用した情報発信 | 1 5 |
| (2) 共同購入の推進 | 1 5 |
| (3) 関係機関に対する取付支援、補助金制度の拡充、低価格化等の働きかけ | 1 5 |
| (4) 付加機能等に関する関係機関・業界への提案や依頼、情報提供 | 1 5 |

Ⅳ 課題解決に向けた取組（試行）の実施

Ⅳ－１ 取組（試行）の概要

Ⅳ－２ 様々な広報媒体による情報発信

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 取組内容 | 1 7 |
| (2) 推奨事項 | 1 8 |
| (3) 課題 | 1 8 |
| (4) 試行を踏まえた効果的な広報の推進 | 1 8 |

Ⅳ－３ 共同購入の試行

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 取組内容 | 1 9 |
| (2) モデル消防署の事例 | 2 0 |
| (3) 推奨事項 | 2 2 |
| (4) 課題 | 2 2 |

Ⅳ－４ 共同購入での購入者、未購入者の意見

- | | |
|---------------|-----|
| (1) アンケート調査概要 | 2 3 |
| (2) アンケート調査結果 | 2 3 |
| (3) 課題 | 2 5 |

IV－5	試行を踏まえた共同購入の推進	25
------	----------------	----

V 提言 住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について

V－1	本体交換の推奨	28
V－2	未設置住戸の解消	28
V－3	広報方法	29
V－4	共同購入	30
V－5	関係機関への働きかけ	30
V－6	職員の能力向上を図る試み	31
V－7	住宅用火災警報器の将来展望について	31
	別表 住宅防火対策の将来展望について	32

○ 資料

資料1	住宅用火災警報器に関するヒアリング調査について	33
資料2	住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果について	36
資料3	共同購入実施町会へのアンケート調査について	40
資料4	共同購入を実施した町会へのアンケート調査結果について	41

- 東京都住宅防火対策推進協議会は、東京消防庁防災安全に関する規程（平成21年4月東京消防庁訓令第29号）第31条により設置しており、本報告書の各種データや事例等は、全て東京消防庁管内のものである。

東京消防庁管内とは、東京都のうち稲城市、島しょ地区を除く地域（東久留米市は平成22年4月1日より東京消防庁管内）である。

第 15 期東京都住宅防火対策推進協議会報告書

協議テーマ

「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」

I 序章

I-1 テーマ設定の背景と目的

住宅用火災警報器は、平成 16 年 10 月の新築住宅への設置義務化及び平成 22 年 4 月の既存住宅への設置義務化以降、着実に設置が進み、令和元年 10 月現在、東京消防庁管内の自動火災報知設備等を含む設置率は 89.4%（令和元年 10 月、消防に関する世論調査）である。また、住宅火災件数は減少傾向にあるとともに住宅用火災警報器等設置有無別による人的・物的損害の差は大きく、住宅用火災警報器等設置による効果は明らかである。

一方で、平成 30 年中の住宅火災による死者 66 人のうち、住宅用火災警報器等未設置住宅での死者は、32 人（48.5%）であり、設置率が約 9 割であるにも関わらず、未設置住宅での被害が顕著である。

さらに、本体交換が推奨される設置から約 10 年以上経過した機器については、機器本体の故障等により、今後、火災時に必要な効果を発揮できなくなることも危惧されている。

このようなことを踏まえ、第 15 期東京都住宅防火対策推進協議会では、「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」をテーマに検討することとした。

I-2 検討体制

東京消防庁防災安全に関する規程（平成 21 年 4 月東京消防庁訓令第 29 号）第 31 条により、次のとおり設置した。

1 名 称：第15期東京都住宅防火対策推進協議会

2 設置期間：令和元年8月8日から令和3年3月31日まで

3 会 議：第1回協議会 令和元年 8月 8日（木）

第2回協議会 令和元年10月18日（金）

第3回協議会 令和2年 2月 5日（水）

第4回協議会 令和2年 9月23日（水）

4 委 員：次のとおり

（会長・会長代行・委員50音順・オブザーバー）

	氏名	職名等
会長	関澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
会長代行	廣井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
委員	青木 浩	東京消防庁 防災部長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	森住 敏光	東京消防庁 防災部長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	栗野 達人	公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 会長
委員	池上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
委員	伊藤 和子	多摩市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
委員	川井 誉久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	菊地 聡	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 電気保全課長
委員	小林 三枝	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	佐藤 重春	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長 令和元年8月8日から令和2年8月31日まで
	猪飼 敏夫	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長事務取扱 保健福祉部参事 令和2年9月1日から令和3年3月31日まで
委員	篠宮 壘	東京都住宅供給公社 住宅営繕部 設備担当部長
委員	柴宮 深	練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会 会長 令和元年8月8日から令和元年12月9日まで

	吉成 武男	東京都町会連合会 会長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	唯藤 節子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事
委員	田中 勝久	公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事
委員	野村 由紀子	羽村市 福祉健康部 障害福祉課長 令和元年8月8日から令和2年8月31日まで
	山根 悟	あきる野市 健康福祉部 障がい者支援課長 令和2年9月1日から令和3年3月31日まで
委員	萩森 義男	東京消防庁 本消防署長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	大木島 実	東京消防庁 本消防署長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	福永 輝繁	東京消防庁 参事 兼 防災部防災安全課長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	田中 祐輔	東京消防庁 参事 兼 防災部防災安全課長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委員	松尾 光恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 令和元年8月8日から令和2年2月4日まで
	角谷 幸子	東京都民生児童委員連合会 常任協議員 令和2年2月5日から令和3年3月31日まで
委員	松本 浩司	NHK解説委員室 解説主幹
委員	山本 浩史	一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長
委員	渡辺 博	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事
オブザーバー	下川 明美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	瀬川 裕之	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
オブザーバー	八木 良次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長 令和元年8月8日から令和2年3月31日まで
	佐藤 淳哉	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
オブザーバー	吉田 暁	総務省消防庁 予防課 予防係長
事務局	東京消防庁 防災部 防災安全課	

Ⅱ 現状と課題、検討の方向性

Ⅱ－１ 住宅火災の現状

(1) 住宅火災件数の推移

平成１６年１０月の新築住宅への設置義務化及び平成２２年４月の既存住宅への設置義務化以降、火災件数及び住宅火災件数ともに減少傾向にある（図１）。

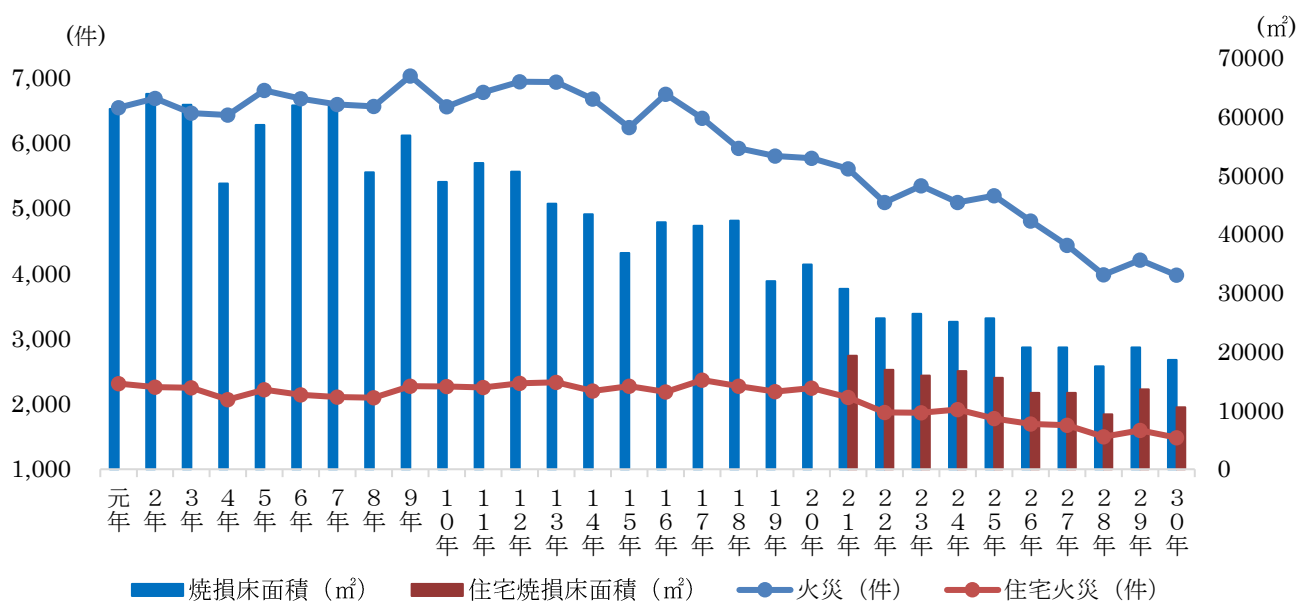


図１ 平成元年からの火災発生件数、焼損床面積の推移

(2) 住宅火災による死者数の推移（平成２６年から平成３０年までの過去５年間）

平成２６年から平成３０年までの過去５年間の住宅火災による死者は約７割が高齢者である（図２）。

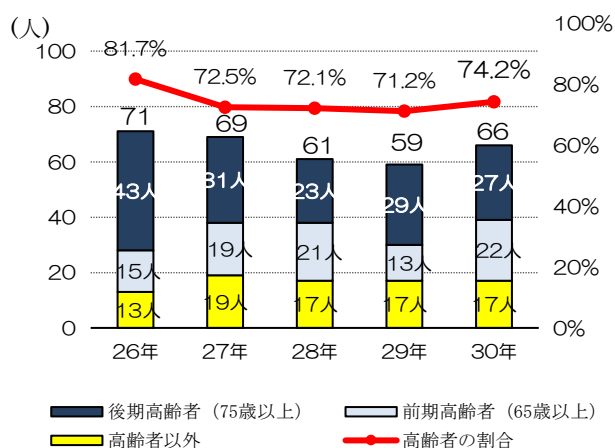


図２ 住宅火災による死者数と高齢者の割合

(3) 住宅火災における住宅用火災警報器等の設置状況

(平成26年から平成30年までの過去5年間)

住宅用火災警報器等の設置率は平均して85.4%（消防に関する世論調査）であるが、火災が発生した住宅では約3割が住宅用火災警報器等を設置しておらず、さらに火災による死者が発生した住宅では半数が設置していなかった（図3、図4）。

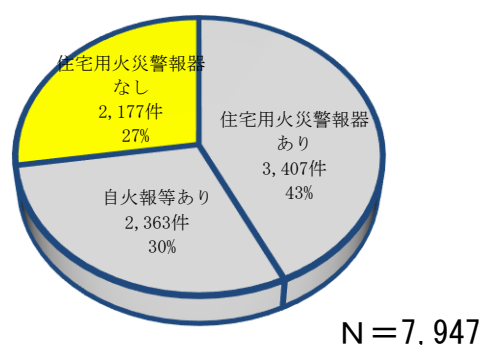


図3 住宅火災における住宅用火災警報器等設置状況

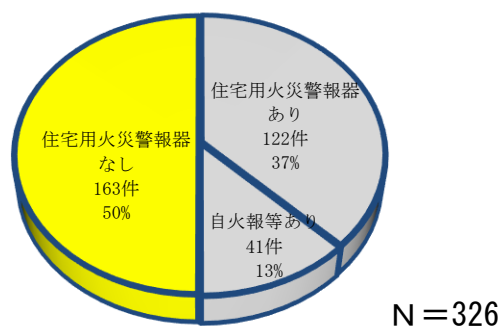


図4 死者が発生した住宅火災における住宅用火災警報器等設置状況

Ⅱ-2 住宅用火災警報器等の現状

(1) 設置率と点検状況及び今後の予想推移

消防に関する世論調査によると、住宅用火災警報器等の設置率は85%前後と高い水準で推移しているが、約4割が定期的な点検をしていない。

過去3年間分の末点検率（平成28年度から平成30年度まで）から予測すると、今後、設置しているが、機能しない住宅用火災警報器等の増加が懸念される（図5）。

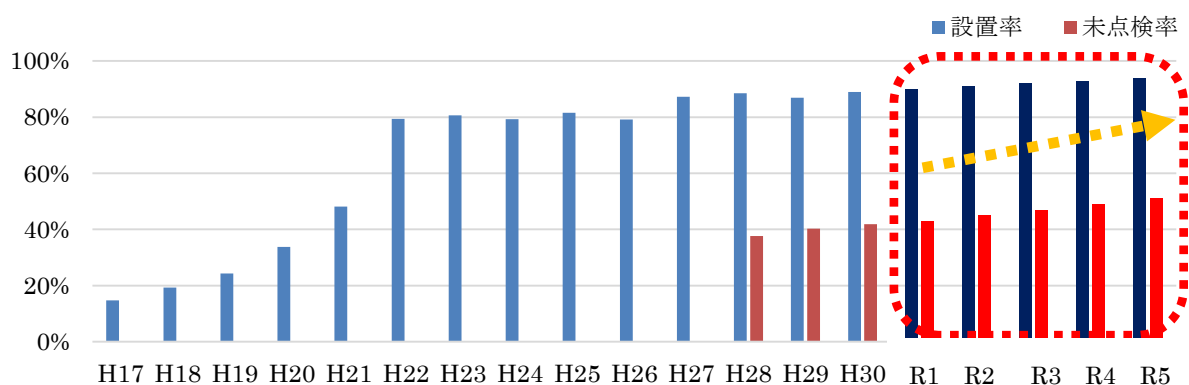


図5 住宅用火災警報器等の設置率と点検状況及び今後の予想推移

(2) 住宅用火災警報器等の奏功状況（平成26年から平成30年までの過去5年間）

住宅用火災警報器等の奏功とは、住宅用火災警報器の作動により、火災を未然に防いだ、若しくは、火災による被害を軽減したものをいう。

平成26年から平成30年までに発生した住宅火災7,947件について、火災1件あたりの平均焼損床面積及び平均損害額を比べると、住宅用火災警報器等設置ありの住宅に比べ、住宅用火災警報器等設置なしの住宅はそれぞれ約3.3倍、約2.4倍も違うことが分かる（図6、図7）。

よって、住宅用火災警報器等の設置により、被害が軽減されていることが分かる。

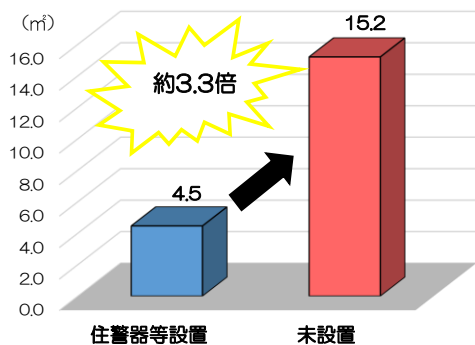


図6 火災1件あたりの平均焼損床面積

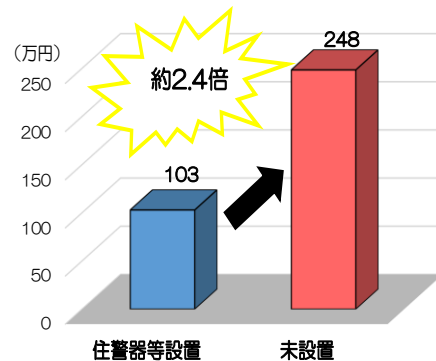


図7 火災1件あたりの平均損害額

(3) 奏功事例

【火災を未然に防いだ事例】

●隣人が気付いた事例

男性がこんろの火を消したつもりで外出してしまったところ、鍋が空焚き状態となって煙が発生し、住宅用火災警報器が鳴動した。隣人の男性が住宅用火災警報器の鳴動音と煙に気づき、119番通報を行った。到着した消防隊がこんろの火を止め、火災には至らなかった。

●就寝中、鳴動により目が覚めた事例

男性は飲酒後、鍋をこんろの火にかけたまま寝込んでしまった。発生した煙により住宅用火災警報器が鳴動したため、男性は鳴動音に気づき目を覚ました。すぐにこんろの火を止めることができたため、火災には至らなかった。119番通報については、隣室居住者が住宅用火災警報器の鳴動音に気づき通報していた。

【被害の軽減につながった事例】

●連動型住宅用火災警報器の鳴動により、早い発見につながった事例

娘が2階寝室で電気ストーブのスイッチを入れたまま就寝したため、掛け布団が電気ストーブに接触して火災になった。寝室に設置してある住宅用火災警報器の鳴動音で目が覚めると、同時に1階リビングにいた家族も連動型の住宅用火災警報器が鳴動したため駆けつけ、浴室に掛け布団を運びシャワーで消火後、119番通報した。

●別の部屋にいた妻が鳴動に気付いた事例

夫が2階寝室でたばこを吸いながら眠ってしまったため、たばこが布団に着火して出火した。1階にいた妻が、2階の住宅用火災警報器の鳴動音に気づいて夫の寝室へ行くと、室内に白煙が充満していたため、119番通報し、台所で洗面器に水を汲み布団にかけ、初期消火を実施した。

●下階の鳴動に気付いた事例

男性が自宅の3階にいたところ、2階から住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえたので2階へ降りると、断線して床に落下した電気コードから炎が3～5cm立ち上っているのを発見した。すぐに電気コードから出ていた炎を自分の息で吹き消し、119番通報した。

(4) 本体交換の推奨について

ア 住宅用火災警報器の設置後10年での交換推奨理由

住宅用火災警報器は設置から10年を目安に本体交換が推奨されているが、関係機関の認識はどのようなものか、聞き取り調査を実施した。その結果、「設置後10年が経過すると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることから、本体交換を推奨している」ことについて、共通した認識を持っていることが分かった（表1）。

表1 住宅用火災警報器メーカー（4社）への聞き取り調査結果及び関係機関の現状

	10年で機器本体の交換が必要な理由
メーカー	・一般的な電池寿命は10年だが、使っている電子部品に約10年の寿命部品がいくつかあるため、電池交換しても20年はもたない。 ・布団の綿ぼこりなど、汚れが蓄積して機能しなくなるおそれもある（ホコリを取るのは難しい）。 ・光電式は経年劣化で照度が変わるので保証できなくなる。 ・ICチップ、精密機器の信頼性に問題がある。
総務省 消防庁	住宅用火災警報器の電池寿命の目安は約10年とされ、故障か電池切れかわからないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせることとしている。 また、電池切れと判断した住宅用火災警報器が設置から10年経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨している。 （平成27年11月12日 消防庁長官通知）
日本火災 報知機 工業会	住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、設置から10年を目安に本体交換することを推奨している。
東京 消防庁	住宅用火災警報器は、経年による電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなったり、故障しやすくなることがあるため、定期的に点検を行い、電池切れの場合は電池交換（設置から10年を経過したものは本体交換）することを推奨している。 （平成27年12月4日 防災部長通知）

イ 住宅用火災警報器等の設置率・１０年交換の認知率

住宅用火災警報器等の設置率は、約９割と高い水準である。しかしながら、作動確認の実施率及び設置後１０年での本体交換に関する認知率が低いことから、設置しているが機能しない住宅用火災警報器等の増加が懸念される（表２）。

表２ 住宅用火災警報器等の設置率・１０年交換の認知率

	H 2 9	H 3 0	R 1
設置率（※ ^１ 消防に関する世論調査）	86.9%	85.2%	89.4%
作動確認実施率（※ ^２ 消防に関する世論調査）	49.4%	50.5%	43.9%
１０年交換推奨の認知率（※ ^３ インターネット調査）	未実施	未実施	45.4%

※^１消防に関する世論調査…東京都在住の満１８歳以上男女３０００人に調査

※^２作動確認実施率…「住宅用火災警報器を設置している」と回答した１，２５１人に調査

※^３インターネット調査…東京都在住の満１８歳以上男女５００人に調査

Ⅱ－３ 課題

都民への設置後１０年での本体交換の周知・促進

電気用品安全法に基づき、標準使用条件の下で使用した場合の家電製品の使用期間は、７年から１０年の物が多く、住宅用火災警報器も同様に、電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることが危惧される。しかし、設置後１０年での本体交換推奨に関する認知率は４５．４％と低く、設置義務化から１６年が経過していることから、設置当初から交換されていない住宅用火災警報器が多く存在することが予想される。

住宅火災による被害軽減には、設置後１０年での本体交換や定期的な点検の必要性を都民に周知し、古い住宅用火災警報器の本体交換を促進していく必要がある。

Ⅱ－４ 検討の方向性

(1) 効果的な広報方法について

住宅用火災警報器の設置後 10 年での本体交換及び定期的な点検について、チラシやホームページ、街角のデジタルサイネージ等、都民への効果的な周知方法について検討する。

(2) 共同購入の推奨について

住宅用火災警報器の義務化当時に、町会単位で共同購入を実施した事例が複数あった。共同購入により、一斉に本体交換を実施することで、次回の交換時期が明確になるとともに、地域一帯の防火体制の強化及び住民の防火意識の向上が望めることから、共同購入の有効性や推進方法について検証する。

(3) 今後の住宅用火災警報器の在り方について

煙・熱だけの機能を有するものだけでなく、付加機能がある住宅用火災警報器等、将来的な住宅用火災警報器の在り方について検討する。

(4) モデル消防署でのヒアリング調査及び試行の実施

(1)から(3)について、町会に対するヒアリング調査を行い、現状を把握するとともに、今後検討する内容を精査する。

また、(2)については、モデル消防署での試行を実施し、その効果を検証する。

Ⅲ 住宅用火災警報器に関する町会長等へのヒアリング

Ⅲ－１ ヒアリング内容と結果

(1) ヒアリング調査概要

消防職員が町会長宅を訪問し、ヒアリング調査を実施した（表３）。

表３ ヒアリング調査概要

期間	令和元年９月６日（金）から令和元年９月２７日（金）まで
対象者	丸の内消防署、奥多摩消防署を除く、東京消防庁管内７９署の各町会長 （各署５つの町会長宅を訪問、合計３９５サンプル）
調査項目概要 (資料１)	１ 設置後１０年での本体交換の認知状況・実施状況について ２ 効果的な広報媒体について ３ 共同購入の意向と課題について ４ 住宅用火災警報器に求めている付加価値等について ５ 関係機関との連携について

(2) ヒアリング調査結果 (資料２)

ア 設置した経緯

自分で購入して設置した人が多く、次いで引っ越し先や建て替え時にすでに設置されていた、町会等で共同購入したケースが多くあった（図８）。

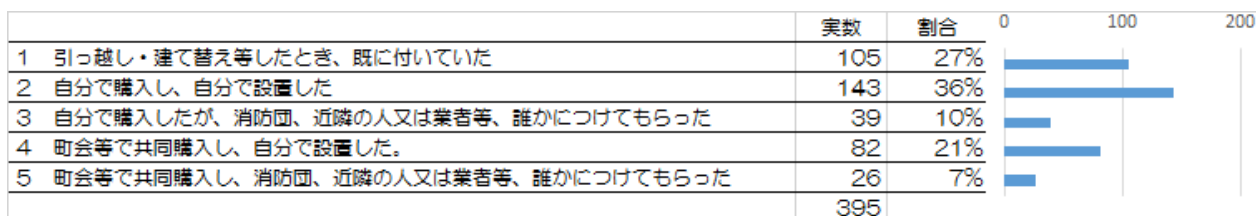


図８ 住宅用火災警報器を設置した経緯

イ 設置後１０年での本体交換の認知率

町会長は、防災に携わる機会が多いと思われるが、設置後１０年での本体交換の必要性について、約３割の人が知らなかった（図９）。

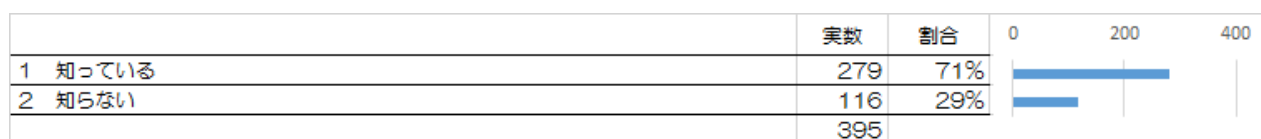


図９ 設置後１０年での本体交換の認知率

ウ 設置後１０年での本体交換を知った経緯

町会の回覧板のほか、消防署からのチラシ等によるお知らせや防火防災訓練等、消防を通じて知る機会が多かった（図１０）。

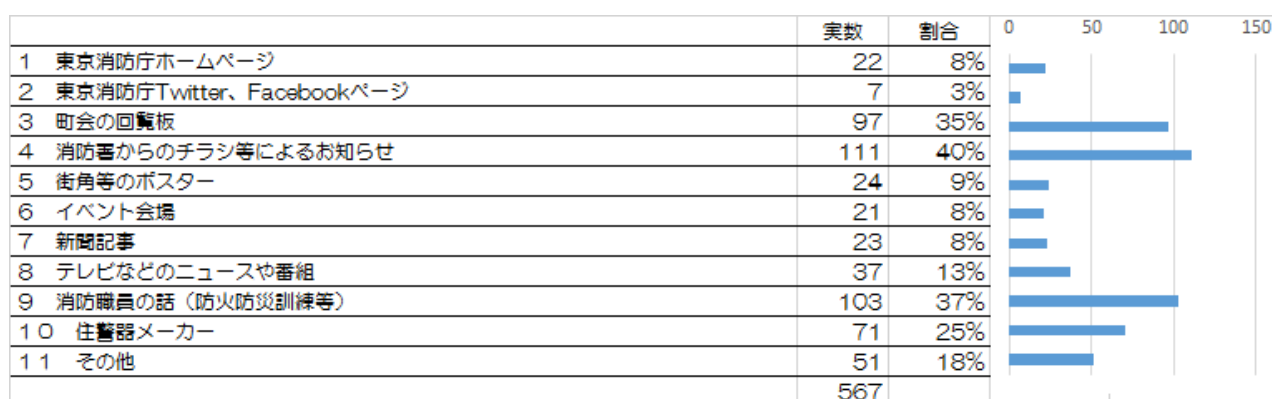


図１０ 設置後１０年での本体交換を知った広報媒体（複数選択可）

エ 本体交換の意向とその理由

約２割の人が本体交換をしようと思わない、分からないと回答している。その理由としては、正常に作動しているから、電池交換すれば使用可能だから、交換時期が分からないから等の意見が多くあげられた（図１１、図１２）。



図１１ 本体交換の意向

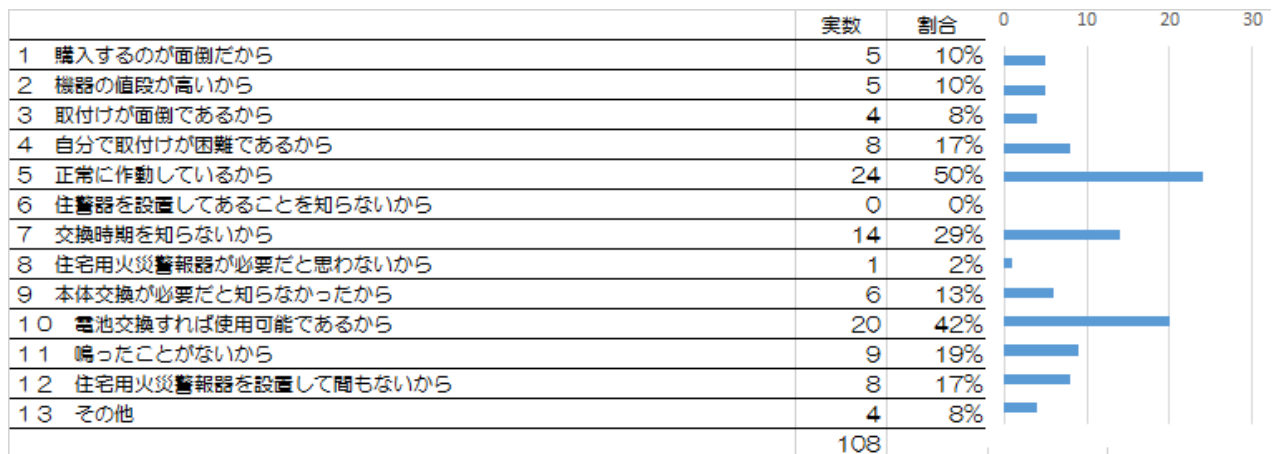


図 1 2 本体交換をしようと思わない理由

オ 住宅用火災警報器に求めている付加機能

「火災保険が安くなる」、「非常用照明がある」、「スマートフォンと連携している」が多くあげられた（図 1 3）。

また、「どうすれば本体交換をする人が多くなると思いますか」という質問に対し、補助金や共同購入により市場より安くなることがあげられたほか、取付サービスや交換時期が分かること等が多くあげられた（図 1 4）。



図 1 3 住宅用火災警報器に望む付加機能



図 1 4 共同購入をより多くの人が望むための方法

カ 共同購入の意向

「共同購入をしようと思うか」という質問には約半数が共同購入をしたいと回答している（図１５）。

一方で、「共同購入したいと思わない」と回答した人の多くが町会役員の負担を理由にあげている（図１６）。



図１５ 共同購入の意向

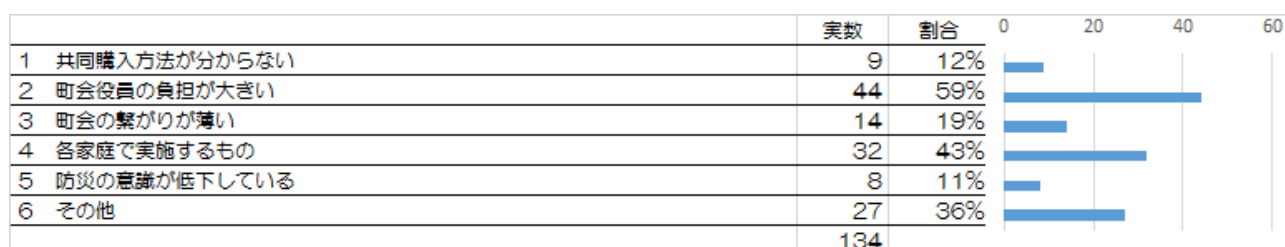


図１６ 共同購入を望まない理由

キ 障害を持っている方へのヒアリング結果

フラッシュ機能や室内信号装置等と連携した住宅用火災警報器は、一般的な住宅用火災警報器より高額なことから関係機関の助成を望む声が多い（表４）。

表４ 障害を持っている方へのヒアリング結果

1 付加価値や新機能について望むこと
・就寝時にも分かるようなバイブレーション機能 ・フラッシュ機能 ・室内信号装置との連携 ・スマートフォンとの連携 等
2 その他、住宅用火災警報器に望むこと

- ・共同購入時にメールやFAXでのスムーズな対応ができるように。
- ・マンション等の購入時に音を光に変更できるような選択がほしい。
- ・聴覚障害者には、風呂場やトイレにも光で分かる装置が必要。室内信号装置の連携と助成をお願いしたい。

※公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟の協力により、8名にヒアリングを実施

Ⅲ－２ ヒアリング調査結果を踏まえた課題検討

(1) 様々な広報媒体を活用した情報発信

設置後10年での本体交換の必要性を知らない人も多く、知っていても本体交換の必要性が正しく伝わっていない場合もある。都民の情報入手方法として、チラシやインターネット等、様々な手法があることから、広報手段を検討し、正しい情報をより多くの人に周知するための広報が必要である。

(2) 共同購入の推進

住宅用火災警報器の購入方法として、共同購入を望む声が多かった。しかしながら、町会役員の負担を心配する声も多いことから、負担を軽減しながら共同購入を推進できる仕組み作りが必要である。

(3) 関係機関に対する取付支援、補助金制度の拡充、低価格化等の働きかけ

関係機関への要望として、取付支援や補助金、低価格化等を望む声が多いことから、住宅用火災警報器メーカー・家電量販店・行政機関等の関係機関へ働きかけをしていく必要がある。

(4) 付加機能等に関する関係機関・業界への提案や依頼、情報提供

多くの人が住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理による火災保険の割引を望んでいること、また、スマートフォンとの連携や非常用照明機能等の付加価値を望む

声が多いことから、住宅用火災警報器の規格等について、関係業界に対する働きかけが必要である。

Ⅳ 課題解決にむけた取組（試行）の実施

Ⅳ－１ 取組（試行）の概要

様々な広報媒体による情報発信については、全消防署で実施し、町会単位での共同購入についてはモデル消防署として２つの消防署を指定した（表５）。

表５ 課題解決に向けた取組（試行）の概要

取組概要	モデル署数	試行期間
様々な広報媒体による 情報発信	８１署（全消防署）	令和元年１０月２９日から 令和元年１２月３１日まで
町会単位での共同購入	２署（野方消防署、本田消防署）	

以下に各試行の詳細な取組内容、取組（試行）の実施結果を示す。

Ⅳ－２ 様々な広報媒体による情報発信

(1) 取組内容

正しい情報をより多くの人に周知するため、全消防署において、住宅用火災警報器の設置後１０年での本体交換の広報を様々な手法で実施した（図１７）。

ア 横断幕やチラシ等の作成

イ 防火防災訓練、自衛消防訓練、救命講習等での広報

ウ 防災メールマガジン、署ＨＰ、区広報紙、ＦＭラジオ、駅構内の掲示板等

エ 街角のデジタルサイネージ

オ 総合的な防火防災診断での広報

カ スーパーの店頭やホームセンター等での広報キャンペーン

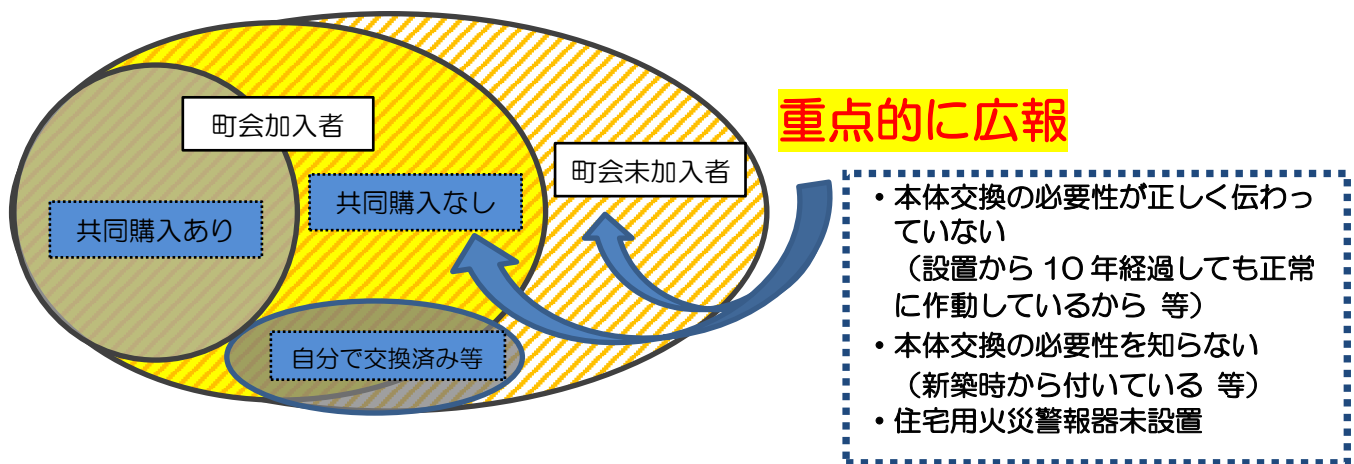


図17 広報対象のイメージ

(2) 推奨事項

ア 防火防災訓練会場に広報ブースを設けることで、設置後10年での本体交換の推奨とともに、共同購入について多くの訓練参加者の関心を得ることができた。

イ 防災講話の機会に、近隣で発生した火災を知らせるとともに、住宅用火災警報器の奏功事例を紹介することで、本体交換や共同購入についての重要性を認識してもらうことができた。

(3) 課題

ア 消防職員が統一した広報ができるように、住宅用火災警報器の点検、本体交換の広報説明マニュアルが必要である。

イ 説明用として住宅用火災警報器の実機モデルがあるとよい。

ウ 一人暮らしの高齢者等は、購入しても取り付けられない場合がある。

(4) 試行を踏まえた効果的な広報の推進

今後も各消防署の管内情勢に合った広報を展開していくとともに、東京消防庁内で統一した広報用媒体や資器材の配置を望む声があったことから、今後、資器材の配置等を検討していく。

また、住宅用火災警報器の維持管理を広報していくことで、都民からの問合せの増加

が予想されることから、都民の要望に適切に対応していくことが必要である。

例１：プロモーションビデオの制作

防火防災訓練やイベント会場等での消防職員からの呼びかけだけでなく、幅広い世代の方が興味を持ってくれる映像

例２：相談窓口の設置

住宅用火災警報器に関する都民からの問合せの増加が予想されることから、一括して対応できる相談窓口の設置

例３：関係機関との連携

関係機関の取組に対する東京消防庁の協力及び住宅用火災警報器に関するイベントの実施等、新たな広報方法での連携

Ⅳ－３ 共同購入の試行

(1) 取組内容

消防署が町会と家電メーカー等とのマッチングをサポートし、共同購入の推進方法、有効性等を検証した（図１８）。

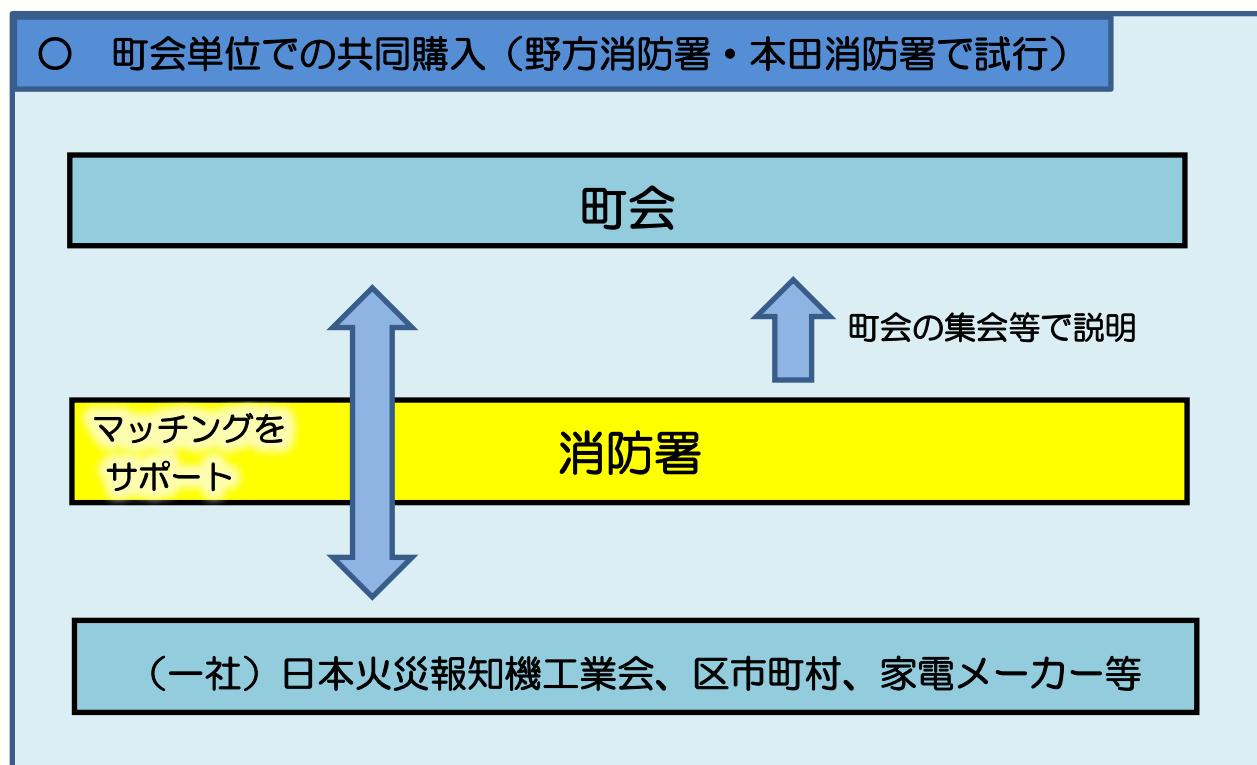


図１８ 共同購入のイメージ

(2) モデル消防署の事例

ア 事例１：中野区A町会（９５２世帯）

９月	町会長へ説明	消防職員から町会長に対して、共同購入について個別説明し、町会の役員会時に説明したい旨を依頼して了承を得る。
１０月１９日	町会役員会で説明	定期的に行われる町会の役員会で、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等を説明
１２月２０日	打ち合わせ①	町会の役員会において業者が機種・料金等を説明 回覧用チラシの作成を町会から消防署に依頼
１２月２７日	打ち合わせ②	回覧用チラシの内容を、町会役員と消防署で最終確認
１月１５日	募集	回覧開始
２月下旬	取りまとめ	回覧取りまとめ完了
３月上旬	購入・配布	購入希望者へ配布

イ 事例２：中野区B町会（３，５５０世帯）

８月６日	町会役員会で説明	定期的に行われる町会の役員会で、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等を説明
９月上旬	打ち合わせ①	町会が決定した共同購入担当者と、共同購入の進め方について消防署と調整
１１月	打ち合わせ②	消防署で作成した回覧用チラシの内容を、町会担当者と確認
令和２年１月	募集	回覧開始
２月下旬	取りまとめ	回覧取りまとめ完了
３月上旬	購入・配布	購入希望者へ配布

《町会のサポート内容》

取付困難な世帯に対し、青年部が取付支援を行う。

ウ 事例３：葛飾区C連合町会（８町会、７，０８２世帯）

８月１日	町会長会議で 説明	C連合町会の町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
９月	町会役員会で 話し合い	定期的に行われる各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施
１０月２日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシを連合町会長に提示
１０月６日	打ち合わせ②	各町会担当者と取扱業者との調整 (製品、価格、納品方法等について話し合う)
１１月中旬	募集	共同購入チラシを回覧
１２月１５日	取りまとめ	共同購入募集締め切り
１２月２０日	購入	取扱業者に発注（７町会３２８個）
１月１０日	納品 配布開始	取扱業者が地区センターに納品 各町会担当者が受領し、各世帯に配布開始
１月末まで	配布完了	各世帯に配布完了

エ 事例４：葛飾区D連合町会（４町会、５，３６６世帯）

８月２８日	町会長会議で 説明	D連合町会の町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
９月	町会役員会で 話し合い	定期的に行われる各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施
１０月３日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシ（案）を連合町会長に提示
１１月２０日	打ち合わせ②	連合町会長と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの最終確認
１月６日	募集	共同購入のチラシを回覧
１月１５日	打ち合わせ③	各町会担当者と取扱業者との調整 (納品方法、支払方法等について話し合う)
２月１５日	取りまとめ	共同購入募集締め切り
２月下旬	納品	取扱業者が地区センターに納品 各町会担当者が受領し、各世帯に配布開始

オ 事例5：葛飾区E町会（1,577世帯）

9月13日	町会長会議で説明	連合町会長会議において、消防職員が住宅用火災警報器の交換の必要性、共同購入のメリット等について説明
9月下旬	町会役員会で話し合い	定期的に開催される各町会の役員会で、それぞれ共同購入について町会役員が話し合いを実施 8つの町会がある連合町会であったが、1町会が共同購入を行うこととなった。
10月22日	打ち合わせ①	消防署が作成した共同購入回覧チラシ（案）を、町会長に提示
11月20日	打ち合わせ②	町会長と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの最終確認
3月	募集	共同購入募集を開始

(3) 推奨事項

ア 義務化当時に共同購入実績がある町会は、より前向きに検討してもらえた。

イ 町会長会議や町会の役員会で説明することで、疑問点や問題点について、その場で消防職員が回答することができた。

ウ 購入希望者の募集は、町会回覧の効率がよかった。

エ 共同購入により、安価な価格を提示できたことで、多くの購入希望があった。

(4) 課題

ア 多くの町会を有する消防署もあり、職員が分担して説明する際には、説明者が異なっても統一した説明ができるよう、資料・マニュアルが必要である。

イ 町会員が最も関心を持っているのは価格であることから、事前に価格を把握しておく必要がある。

ウ 住宅用火災警報器が一度も鳴動したことがないという世帯が多く、関心を示さない参加者もいた。

エ 集金、配布等、役員の負担が大きい。

オ 町会未加入者も多く、回覧だけでは伝わらない。

カ 交換時に既存の住宅用火災警報器の受けパーツ（土台）が使えない場合がある

ので、そのまま使えた方がよい。

キ 共同購入に至らなかった町会の主な理由として、役員の負担、全額個人負担となる、回覧後、各世帯が購入・受取できる仕組みがあればよかった等があげられた。

IV-4 共同購入での購入者、未購入者の意見

(1) アンケート調査概要

共同購入を実施した町会の中で購入者、未購入者に分かれる。それぞれに共同購入に関して購入した理由、しなかった理由等に関するアンケートを実施した。

表6 アンケート調査概要

期間	令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで
対象者	モデル消防署（野方、本田）において、共同購入を実施した5町会の町会会員（回収：2町会、合計26サンプル（購入者5、未購入者21）） ※新型コロナウイルス感染症拡大により、アンケートの回収に制限があった。
調査項目概要 (資料3)	1 住宅の種別、築年数等について 2 共同購入をした理由、しなかった理由について 3 点検・10年交換の必要性の認知状況について

(2) アンケート調査結果 (資料4)

ア 共同購入した理由

多くの人が低価格で購入できることを理由に挙げている（図19）。

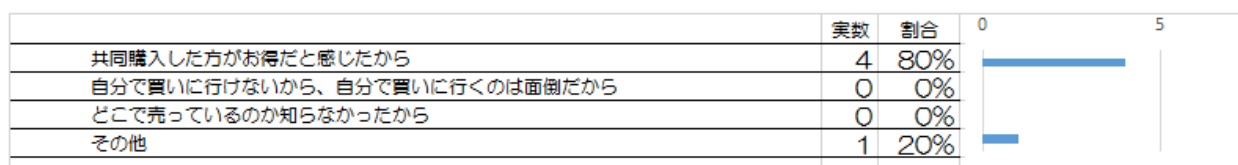


図19 共同購入した理由（複数回答）

イ 共同購入しなかった理由

住宅用火災警報器がまだ使えるから、壊れるまで使うからと回答した人が約4割（設置年数10年以上4、10年以下2、不明4）であった。次いで、自分で購入する予定がある、まだ新しいという理由が多かった（図20）。

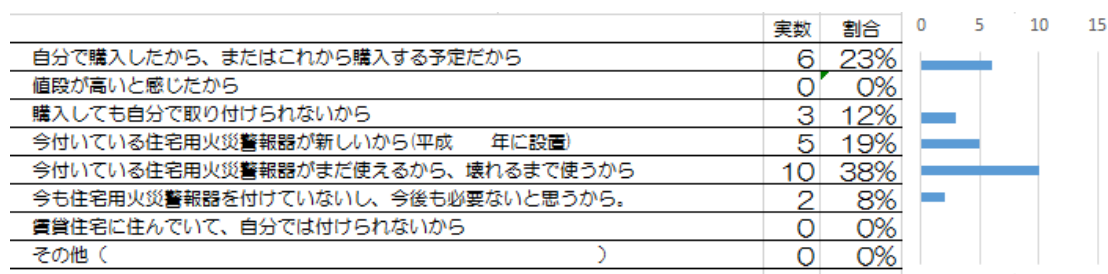


図20 共同購入しなかった理由（複数回答）

ウ 設置から10年での本体交換認知状況

共同購入した人は全て知っていたが、未購入の人は、知らない人が約3割であった（図21）。

	知っている	知らない
共同購入	5	0
共同未購入	15	6

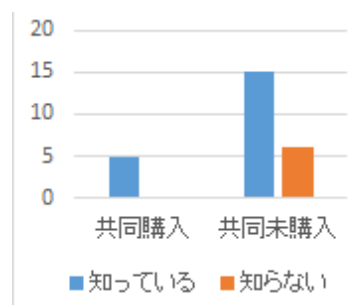


図21 設置から10年での本体交換認知状況（共同購入実施有無別）

エ 住宅用火災警報器の点検実施状況

共同購入した人はほとんどの人が点検を実施していたが、未購入の人（未設置者を除く）は、約半数が未点検であった（図22）。

	点検実施	点検未実施
共同購入	4	1
共同未購入	11	10

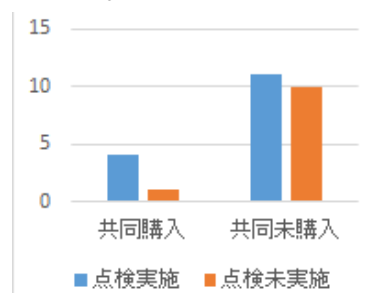


図22 住宅用火災警報器の点検実施状況（共同購入実施有無別）

(3) 課題

共同購入した世帯は、住宅用火災警報器の設置後10年での本体交換について認知しており、機器の点検も実施している。一方で、未購入世帯は、維持管理の認知率が低く、約4割が設置後10年以上経過しても壊れるまで使うという誤った認識を有している。

共同購入を推進していくにあたり、住宅用火災警報器を設置していない世帯、共同購入をしなかった世帯に住宅用火災警報器の必要性を周知する必要がある。

IV-5 試行を踏まえた共同購入の推進

- (1) 共同購入を推進するにあたり、町会に対して説明する消防職員の法令や設置効果に関する統一した認識が必要であることから、職員向けの説明マニュアルが必要である。
- (2) 共同購入の実施に至るまでは、町会内での様々な意思決定のパターンが考えられることから、町会の慣例に応じて負担を軽減していくなど、柔軟な対応が必要である（図23）。
- (3) 高齢者や障害者等、自分で取り付けることが困難な世帯については、共助での取付支援体制や関係機関による取付支援サービス等のサポートが必要である。また、費用負担軽減を望む声が多いことから、東京都や区市町村における助成について、働きかけていく必要がある。
- (4) 共同購入は町会単位だけでなく、町会未加入世帯や企業やサークル等、様々な団体での購入が可能であることから、町会だけに捉われることなく、推進していく必要がある。
- (5) 共同購入に至らなかった町会・世帯に対して、設置や本体交換の必要性を継続して広報していく必要がある。

図 2 3 町会における共同購入の流れ（例）

実施月	内容	詳細
3 月 ～ 6 月	①各町会長に共同購入の説明（防火防災協会総会、連合町会長会議等に合わせ実施すると効率が良い。）  ②町会役員会での説明	◎春の火災予防運動の期間（前後を含む）に合わせ、各町会長に共同購入について説明 ◎防火防災協会総会、連合町会長会議等に合わせ、共同購入について説明 ・取り付けが困難な世帯に対する取り付け支援について、事前に町会長と相談  ◎町会役員会において、消防職員が住宅用火災警報器の設置効果、交換の必要性、共同購入のメリット等を説明 ◎希望があれば希望者のみを集めた説明会を実施 町会内で話し合う内容 ・ 価格 ・ 購入内容・方法（メーカーや製品） ・ 取り付け支援体制 ・ 町会内での担当者・役割分担
4 月 ～ 6 月	③メーカー・製品選び 町会内で検討  町会からメーカーへの製品の問い合わせ  見積  購入する製品の決定 ④回覧用チラシの確認	◎各町会担当者と取扱業者との話し合い（製品、価格、納品方法等） 製品選びのポイント ・ 検定マークの付いた製品を選択 ・ 分からないことは業者に相談 ・ 複数の業者から見積をとって比較  検定マーク 購入に向けての相談・交渉 ・ 注文の時期や時間 ・ 価格 ・ 取付サービスの有無 ・ 契約項目や内容はしっかり確認を！ ◎町会と消防署で、消防署が作成した購入申込書、共同購入回覧チラシの確認

5 月 ～ 7 月	⑤契約内容の決定 ⑥募集	◎回覧板にて募集開始 引渡ししやすい地区単位に分けて 注文・個数を取りまとめ ・ 地区ごとに注文を分けてとる。 ・ 個数の変更等の注文受付期間の明記 ・ 取り付け希望の確認は注文時に
6 月 ～ 8 月	⑦取りまとめ ⑧発注	◎回覧取りまとめ完了 ◎納品方法等について最終確認 発注の際に確認すること ・ 製品到着日の確認 ・ 配送の方法と手数料の確認 ・ 配送場所の保管スペース
7 月 ～ 9 月	⑨納品、支払 ⑩配布	◎購入者へ配布

V 提言

「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」

第15期東京都住宅防火対策推進協議会では、設置から10年以上が経過している住宅用火災警報器について、機器本体の故障等により、火災時に必要な効果を発揮できなくなることが危惧されていること等から、協議テーマに沿って各種方策について審議を実施した。本協議会における審議のまとめとして、住宅用火災警報器の設置・交換の促進及び適切な維持管理を推進する方策について、提言を示す。

V-1 本体交換の推奨

住宅用火災警報器の本体交換について、メーカーや関係機関への聞き取り調査では、「設置後10年が経過すると電子部品の劣化や電池切れ等により、火災を感知しなくなるおそれがあることから、本体の交換を推奨する」ことについて、それぞれが共通した認識を持っている。一方で、インターネット調査における設置後10年での本体交換の認知率は45.4%と低く、設置義務化から新築の住宅では16年、既存の住宅では10年が経過していることから、設置当初から交換されておらず、火災発生時に効果を発揮しない住宅用火災警報器が多く存在することが予想される。

今後、住宅火災による被害を軽減していくためには、住宅用火災警報器の設置後10年での交換を促進していく必要があり、関係機関が連携し、地域が一体となって各種施策を推進することが望まれる。

V-2 未設置住戸の解消

平成26年から平成30年までの過去5年間に於いて、住宅用火災警報器等の設置率は平均して85.4%である。一方で、火災が発生した住宅では約3割が住宅用火災警報器等を設置しておらず、さらに火災による死者が発生した住宅では半数が設置していない状況であった。このことから、住宅火災による被害軽減のためには、設置後10年での本体交換と併せて未設置住戸に対する設置についても促進していく必要がある。

また、過去５年間の住宅火災による死者のうち、約７割が６５歳以上の高齢者である状況を鑑みると、高齢者世帯が居住する住宅用火災警報器の未設置住戸を解消し、高齢者世帯の住居がより一層安全化されることが望まれる。

東京消防庁の高齢者施策である総合的な防火防災診断のほか、現在検討されている介護事業者の訪問に消防職員が同行して定期的に防火防災に関するアドバイスを行う施策（仮称：消防巡回安心サービス）などを通して、福祉関係機関と連携し、未設置住戸を解消していくことが望まれる。

V-3 広報方法

第１５期東京都住宅防火対策推進協議会では、各署の実情に合わせ、様々な広報媒体を活用し、広報を行った。

住宅火災の被害軽減のためには、住宅用火災警報器の奏功事例を示しながら、維持管理に関する正しい情報を都民へ周知し、設置後１０年での本体交換の認知率を向上させるとともに、未設置住戸を解消していく必要がある。各消防署において、防火防災イベントや訓練等、様々な機会に応じた広報活動を継続して実施するとともに、プロモーションビデオ、ポスター、のぼり旗、横断幕の制作等、広報を推進する新たな媒体を整備し、SNSや動画サイト等を活用して、住宅用火災警報器の設置及び本体交換等を広く周知させていくことが望まれる。広報をより効果的に推進するためには、行政機関や関係団体・業界等と連携していく必要がある。広報に際しては、広く一般に周知することと併せて、高齢者世帯等の危険が高いと思われる対象に周知するなど、対象を絞った広報についても実施すべきである。

また、設置や交換の促進に際しては、付加機能を有する住宅用火災警報器の存在について、周知をする必要がある。火災発生時に１つの住宅用火災警報器が鳴動すると、連動して他の住宅用火災警報器も鳴動し、出火室ではない居室等においても火災の発生に気付くことができる連動型住宅用火災警報器や、インターホンと連動して、屋外にも火災の発生を伝えることができる屋外警報装置等、より効果的な機能のある機器の普及のため、その特徴や性能等について、広く都民に周知されることが望まれる。

V-4 共同購入

第15期東京都住宅防火対策推進協議会では、モデル署において町会単位での共同購入を試行した。一斉に購入することで、比較的に安価での購入が可能であり、次回の交換時期が明確になるとともに、地域一帯の防火体制の強化にも繋がることから、今後は、全消防署での実施が望まれる。共同購入を行う町会役員の事務負担軽減、共同購入に至らなかった町会・世帯に対する継続した働きかけ等に配慮して推進する必要がある。

また、町会を対象とした共同購入では、町会未加入世帯に周知することができないため、町会単位のみならず、地域のスポーツ・文化サークル、学校、会社等、様々な団体を対象として実施を考慮し、各消防署の地域特性に応じ、柔軟に推進していく必要がある。本報告書における各取組（試行）の内容については、今後の推進方策を決定する上での資料として示し、活用を図ることが望まれる。

V-5 関係機関への働きかけ

第15期東京都住宅防火対策推進協議会における町会長等へのヒアリング調査において、取付け支援サービスや補助金、共同購入における住宅用火災警報器の低価格化を望む声が多かった。また、障害者向けの住宅用火災警報器等について、光や振動で知らせる機器もあることから、障害を持っている人への普及が望まれている。

このことから、区市町村等の行政機関に対し、助成等の働きかけを行うとともに、より一層関係機関との連携強化を図り、住宅用火災警報器の設置促進、設置後10年での本体交換を推進することが必要である。

また、ヒアリング調査においては、スマートフォンとの連動や非常用照明等の付加機能に関する要望が多かったこと、本協議会における審議において、10年交換を一目で認識できるように機器本体やパッケージ等に明示することや、本体交換を容易にするために住宅用火災警報器の受台（ベース）の統一化について意見があったこと等から、住宅用火災警報器の普及や設置後10年での交換を促進するために、関係業界等への情報提供等、働きかけていくことが望まれる。

V-6 職員の能力向上を図る試み

住宅用火災警報器の設置義務化から約16年が経過していることから、当初の経緯や法令基準、住宅用火災警報器の設置効果、住宅用火災警報器の普及促進に係る知識等について、消防職員間で差異が生じないように、統一した認識を持つことが重要である。

このことから、住宅用火災警報器の職員向けマニュアルを作成し、若年層職員に対する教養を実施するなど、職員の理解を深めるとともに、全職員が統一した認識を持って、定期的な点検や設置後10年での本体交換の広報、地域における共同購入の推進に取り組めるようにすることが望まれる。

V-7 住宅用火災警報器の将来展望について

I o T・A Iなどの技術の進化やスマートフォンの普及に伴い、住宅用火災警報器や家庭での生活を取り巻く環境も日々変化していることから、火災の早期発見、早期通報に繋がる機器の開発や定期的な機器の点検ができるような仕組み作り等について各関係業界と連携していくことが必要である。

住宅火災による危険を感じることなく、安全・安心を当たり前のこととして享受できる社会を実現するため、今後、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策について、様々な関係機関と連携し、推進していくことが望まれる。

最後に住宅用火災警報器の将来展望について示し、提言の締めくくりとする（別表）。

住宅用火災警報器の将来展望について



住宅用火災警報器のあり方

IoTによる様々な機器・機能との接続

インターネットと住宅用火災警報器の接続による防犯カメラやスマートメーター等の機器、スマート住宅、防犯や高齢者・子どもの見守り等の機能との接続

AI搭載による性能の改善

AIを搭載した住宅用火災警報器のディープラーニングによる火災・非火災の判定精度の向上や、高所に設置することを要しない機器（センサー等による火災感知の実現）、緊急地震速報や津波警報等の総合的な防災情報の発信等、機器の高性能化

廉価・長寿命な機器の開発

IoTやAI等の高機能を必要としないユーザーに対する廉価・長寿命な機器の普及



住宅用火災警報器の維持管理のあり方

所有者登録と点検・交換通知制度の導入

購入時の「所有者（ユーザー）登録」と、設置から10年経過時の「点検・交換通知」制度の導入による本体交換の促進

多様な主体と連携した定期的な点検の実施

- ・住宅の契約時や入居時・引き渡し時に、居住者に対して、住宅用火災警報器の取扱・点検・交換についての説明を実施できる仕組みづくり
- ・住宅メーカーが実施する住宅の定期点検や、ガス会社が実施するガス漏れ警報器の点検・交換時等、定期的に住宅を訪問・点検する事業者等と連携した住宅用火災警報器の定期的な点検の推進

IoTによる機器の状態把握（ユーザー、事業者）

インターネットと住宅用火災警報器の接続により、ユーザーやメーカーが常に住宅用火災警報器の状態を把握できる仕組みの構築

「住宅部品点検の日」（10月10日）における点検の推進

「住宅部品点検の日」（10月10日）における住宅用火災警報器の点検の推進

住宅用火災警報器に関するヒアリング調査について

町会・自治会名 : 区市町村 町会・自治会(世帯数:)
町会長・自治会長 年齢 : 20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代・90代
家 : 賃貸・持ち家

《個人の意見としてお答えください》

問1 住宅用火災警報器をどのような経緯で購入又は設置しましたか。

- 1 引っ越し・建て替え等したとき、既に付いていた
- 2 自分で購入し、自分で設置した
- 3 自分で購入したが、消防団、近隣の人又は業者等、誰かにつけてもらった
- 4 町会等で共同購入し、自分で設置した
- 5 町会等で共同購入し、消防団、近隣の人又は業者等、誰かにつけてもらった

問2 住宅用火災警報器は、設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。

- 1 知っている → 問3-1へ
2 知らない → 問3-2へ

問3-1 どこで知りましたか(複数回答可)。また、下記の媒体を見たこと(参加したこと)がありますか。

- | | | |
|----|----------------------------|------------------------------|
| 1 | 東京消防庁ホームページ | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 2 | 東京消防庁 Twitter、Facebook ページ | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 3 | 町会の回覧板 | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 4 | 消防署からのチラシ等によるお知らせ | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 5 | 街角等のポスター | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 6 | イベント会場 | (よく見かける・見たことがある・見たことがない) |
| 7 | 新聞記事 | (よく見かける・見たことがある・見たことがない) |
| 8 | テレビなどのニュースや番組 | (よく見かける・見たことがある・見たことがない) |
| 9 | 消防職員の話(防火防災訓練等) | (よく参加する・参加したことがある・参加したことがない) |
| 10 | 住警器メーカー(チラシ・電気量販店等で知った) | |
| 11 | その他(具体的に) | |

問3-2 どのような形であれば知ることができると思いますか(複数回答可)。また、下記の媒体を見たこと(参加したこと)がありますか。

- | | | |
|----|----------------------------|------------------------------|
| 1 | 東京消防庁ホームページ | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 2 | 東京消防庁 Twitter、Facebook ページ | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 3 | 町会の回覧板 | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 4 | 消防署からのチラシ等によるお知らせ | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 5 | 街角等のポスター | (よく見ている・見たことがある・見たことがない) |
| 6 | イベント会場 | (よく見かける・見たことがある・見たことがない) |
| 7 | 新聞記事 | (よく見かける・見たことがある・見たことがない) |
| 8 | テレビなどのニュースや番組 | (よく見かける・見たことがある・見たことがない) |
| 9 | 消防職員の話(防火防災訓練等) | (よく参加する・参加したことがある・参加したことがない) |
| 10 | 住警器メーカー(チラシ・電気量販店等で知った) | |
| 11 | その他(具体的に) | |

問4 本体交換をしようと思いますか。

- 1 思う（交換済み） → 問5－1へ
- 2 思う（交換していない） 問6へ
- 3 思わない → 問5－2へ
- 4 分からない → 問6へ

複数回答可能

問5－1 交換に至った理由は何ですか。

- 1 問3－1で知ったから（選択肢何番で知りましたか：選択肢 番）
- 2 家族が交換してくれたから
- 3 その他（ ）

問5－2 なぜ、本体交換をしようと思わないのですか。（複数選択可）

- 1 購入するのが面倒だから
- 2 機器の値段が高いから
- 3 取付けが面倒であるから
- 4 自分で取付けが困難であるから
- 5 正常に作動しているから
- 6 住警器を設置してあることを知らないから
- 7 交換時期を知らないから
- 8 住宅用火災警報器が必要だと思わないから
- 9 本体交換が必要だと知らなかったから
- 10 電池交換すれば使用可能であるから
- 11 鳴ったことがないから
- 12 住宅用火災警報器を設置して間もないから
- 13 その他（ ）

問6 住宅用火災警報器にどのような付加価値や新規機能があればよいと思いますか。（複数回答可）

- 1 火災保険が安くなる
- 2 住宅購入費・家賃等に、10年毎の更新費用が含まれている
- 3 壁掛け時計等、他の機器との一体型
- 4 非常用照明
- 5 において知らせる
- 6 スマホ等と連動
- 7 防災行政無線
- 8 緊急地震速報
- 9 J-ALART
- 10 一酸化炭素検出
- 11 他の住警器と連動
- 12 特にない
- 13 その他（具体的に ）

《町会・自治会の意見としてお答えください》

問7 どのような条件があれば本体交換をより多くの方がすると思いますか。(複数選択可)

- 1 共同購入すれば市場価格より安く購入できる
- 2 補助金が出る
- 3 取付けサービスがある
- 4 交換時期がわかる(例 交換時期が点滅等で分かる)
- 5 相談先がある(消防署やメーカー等)
- 6 その他(具体的に)

問8 どのような機関にどのような協力をお願いしたいと思いますか。(複数回答可)

- 1 住宅用火災警報器メーカー (協力内容:)
- 2 地域の電気店や家電量販店 (協力内容:)
- 3 行政機関(区市町村等) (協力内容:)
- 4 消防職員や消防団員 (協力内容:)
- 5 その他 (協力先:) (協力内容:)

※協力内容例) 補助金、取付けサービス、交換時期のお知らせ、相談等

問9 住宅用火災警報器の義務化当時、町会で住宅用火災警報器の共同購入(まとめて購入することで安くなる。また、いつ取付けたのかが分かる)を実施した地域がありました。今回、共同購入で本体交換をしようと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 分からない

問10 問9で2と回答した方にお聞きします。なぜ、共同購入をしようと思わないのか理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 1 共同購入方法が分からない
- 2 町会役員の負担が大きい
- 3 町会の繋がりが薄い
- 4 各家庭で実施するもの
- 5 防災の意識が低下している
- 6 その他()

問11 その他、住宅用火災警報器の本体交換について問題点や課題をお聞かせください。

住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果について

○調査期間：令和元年9月6日（金）から令和元年9月27日（金）まで

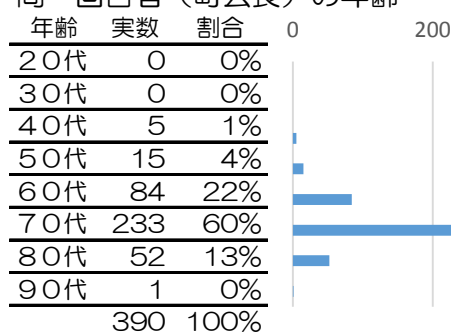
○79消防署395サンプル

○町会長宅を訪問し、問1から問6までを個人の意見、問7から問10までを町会の立場で意見を述べていただいた。

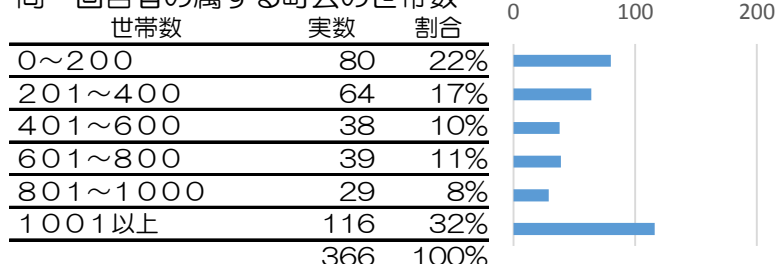
※参考資料（インターネット調査から2問）

- ・調査期間：令和元年9月17日から令和元年9月26日まで
- ・500サンプル
- ・サンプルは東京都内（稲城市及び島しょ部を除く）区市町村とし、各地域の回答者が概ね同数となるように設定。さらに各地域の男女比・年齢層比が可能な限り同数となるよう配意したもの。

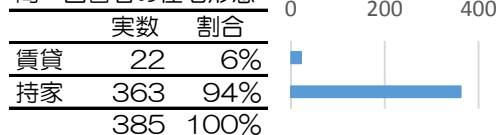
問 回答者（町会長）の年齢



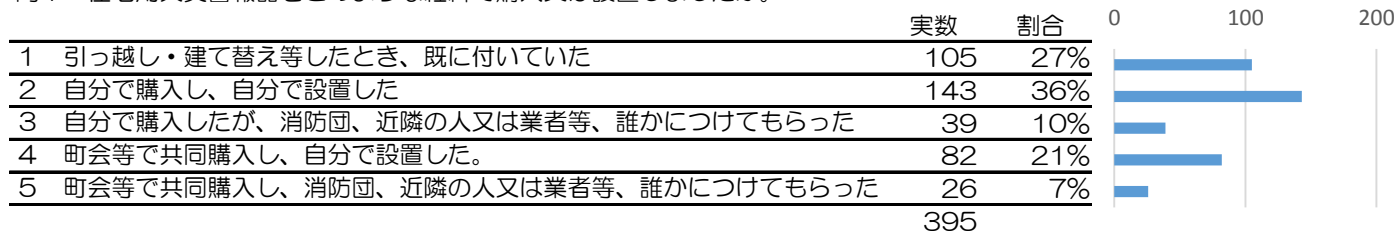
問 回答者の属する町会の世帯数



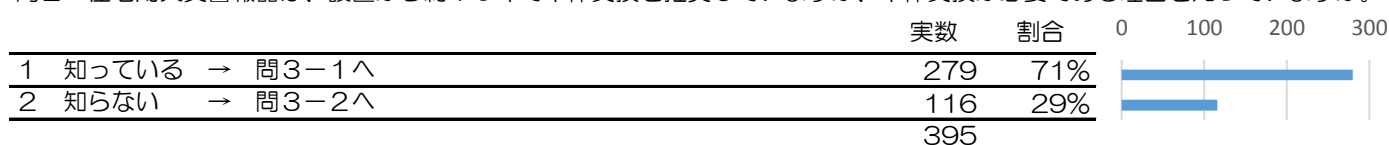
問 回答者の住宅形態



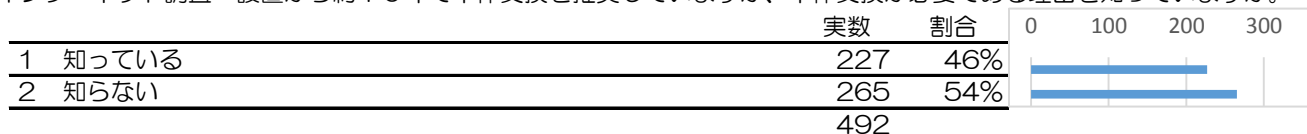
問1 住宅用火災警報器をどのような経緯で購入又は設置しましたか。



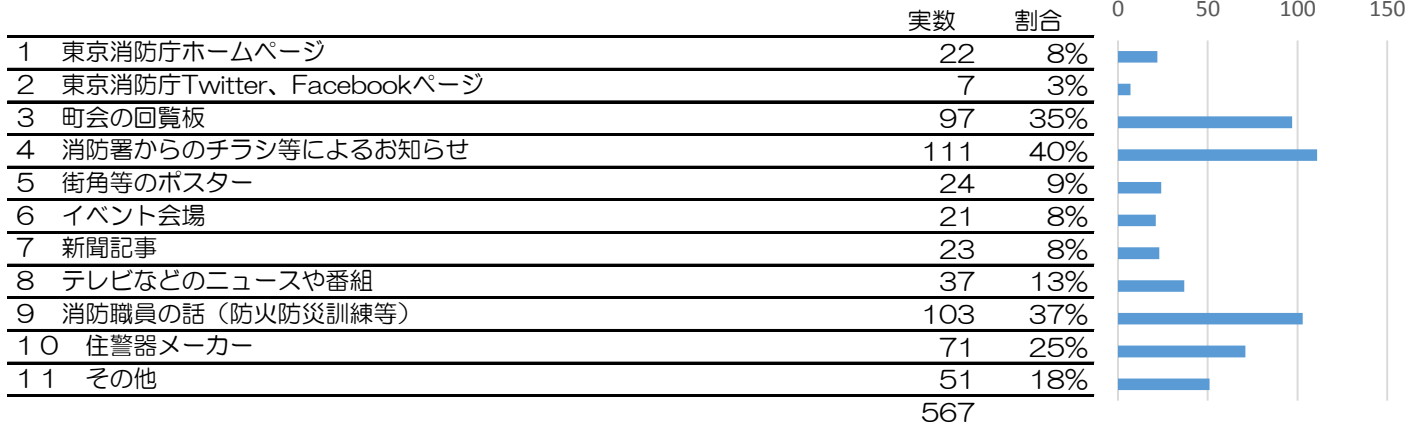
問2 住宅用火災警報器は、設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。



[参考]インターネット調査：設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。

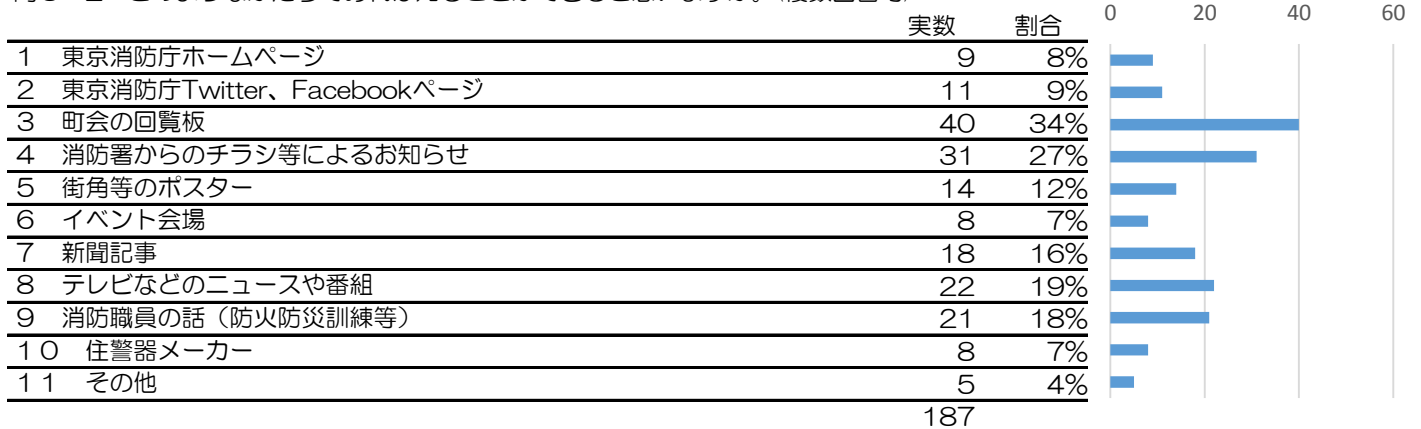


問3-1 どこで知りましたか(複数回答可)。



その他：知人から聞いた 区のチラシを見た 等

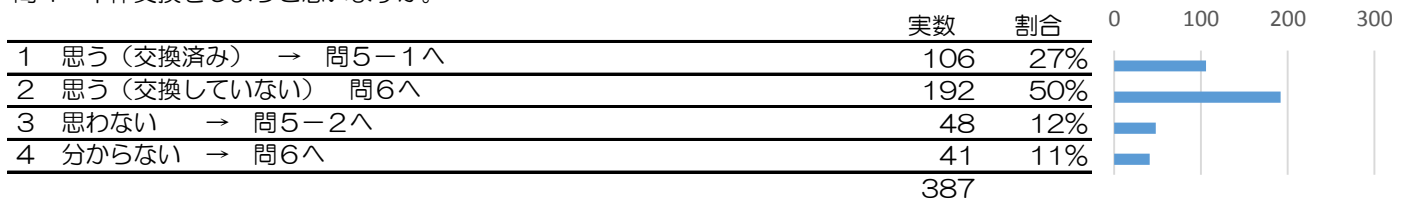
問3-2 どのようなかたちであれば知ることができると思いますか。(複数回答可)



[参考]インターネット調査：消防や防災、救急に関する情報を入手しやすいと思う媒体は何ですか。(複数選択可)



問4 本体交換をしようと思いますか。



問5-1 交換に至った理由は何ですか。

	実数	割合	
1 問3-1 で知ったから（選択肢何番で知りましたか：選択肢 番）	61	58%	
2 家族が交換してくれたから	17	16%	
3 その他	28	26%	
	106		

その他：電池切れの警報音 4件 ホームメンテナンス 等

選択肢1の内訳（何番で知ったか）：東京消防庁ホームページ 60件 町会の回覧板 30件 東京消防庁SNS 7件 等

問5-2 なぜ、本体交換をしようと思わないのですか。（複数選択可）

	実数	割合	
1 購入するのが面倒だから	5	10%	
2 機器の値段が高いから	5	10%	
3 取付けが面倒であるから	4	8%	
4 自分で取付けが困難であるから	8	17%	
5 正常に作動しているから	24	50%	
6 住警器を設置してあることを知らないから	0	0%	
7 交換時期を知らないから	14	29%	
8 住宅用火災警報器が必要だと思わないから	1	2%	
9 本体交換が必要だと知らなかったから	6	13%	
10 電池交換すれば使用可能であるから	20	42%	
11 鳴ったことがないから	9	19%	
12 住宅用火災警報器を設置して間もないから	8	17%	
13 その他	4	8%	
	108		

その他：新しいから 等

問6 住宅用火災警報器にどのような付加価値や新規機能があればよいと思いますか。（複数回答可）

	実数	割合	
1 火災保険が安くなる	164	42%	
2 住宅購入費・家賃等に、10年毎の更新費用が含まれている	50	13%	
3 壁掛け時計等、他の機器との一体型	28	7%	
4 非常用照明	98	25%	
5 において知らせる	37	9%	
6 スマホ等と連動	87	22%	
7 防災行政無線	41	10%	
8 緊急地震速報	51	13%	
9 J-ALERT	13	3%	
10 一酸化炭素検出	40	10%	
11 他の住警器と連動	69	17%	
12 特にない	55	14%	
13 その他	30	8%	
	763		

その他：光る 5件 取付けが簡単なもの 2件 防犯に役立つもの 等

問7 どのような条件があれば本体交換をより多くの人がすると思いますか。（複数選択可）

	実数	割合	
1 共同購入すれば市場価格より安く購入できる	210	53%	
2 補助金が出る	266	67%	
3 取付けサービスがある	222	56%	
4 交換時期がわかる	158	40%	
5 相談先がある(消防署やメーカー等)	73	18%	
6 その他	22	6%	
	951		

その他：住警器の説明があれば 4件 区の斡旋 2件 等

問8 どのような機関にどのような協力をお願いしたいと思いますか。（複数回答可）

	実数	割合	
1 住宅用火災警報器メーカー	140	35%	
2 地域の電気店や家電量販店	112	28%	
3 行政機関（区市町村等）	206	52%	
4 消防職員や消防団員	142	36%	
5 その他	13	3%	
	613		

協力内容

住警器メーカー（取付支援・サービス 38件 お知らせ 25件 低価格販売 23件 等）

地域の家電量販店（取付支援・サービス 59件 低価格 11件 お知らせ 8件 等）

行政機関（補助金 112件 取付支援 31件 広報 11件 等）

消防職員（取付支援 36件 お知らせ 12件 等）

問9 住宅用火災警報器の義務化当時、町会で住宅用火災警報器の共同購入（まとめて購入することで安くなる。また、いつ取付けたのかが分かる）を実施した地域がありました。今回、共同購入で本体交換をしようと思いますか。

	実数	割合	
1 思う	205	54%	
2 思わない	75	20%	
3 分からない	102	27%	
	382		

問10 問9で2と回答した方にお聞きます。共同購入をしようと思わない理由をお聞かせください。（複数回答可）

	実数	割合	
1 共同購入方法が分からない	9	12%	
2 町会役員の負担が大きい	44	59%	
3 町会の繋がりが薄い	14	19%	
4 各家庭で実施するもの	32	43%	
5 防災の意識が低下している	8	11%	
6 その他	27	36%	
	134		

その他：意見をまとめるのが困難4件 高齢者が多く段取りが困難 最初の購入時期が異なる 等

聴覚障害者、ヒアリング調査結果

公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟の協力のもと、聴覚に障害がある方、8名にヒアリング調査を実施した。

1 付加価値や新機能について

- ・就寝時にも分かるようなバイブレーション機能
- ・フラッシュ機能
- ・室内信号装置との連携
- ・スマホと連携 等

2 推奨事項

- ・区の助成により、業者が設置してくれた
- ・都営住宅なので無料で設置してくれた

3 今後、住警器に望むこと

- ・共同購入時にメールやFAXでのスムーズな対応ができるように。
- ・マンション等の購入時に音を光に変更できるような選択がほしい。
- ・小さな光では気づきにくい。
- ・聴覚障害者には、風呂場やトイレにも光で分かる装置が必要。室内信号装置の連携と助成をお願いしたい。

共同購入実施町会へのアンケート調査について

Q1 今回、町会からの斡旋で、住宅用火災警報器を購入しましたか？

- ・はい
- ・いいえ

<Q1で「はい」の方>

Q1-2 購入したきっかけは何ですか？(当てはまるもの全てに○をお付けください。)

- ・共同購入した方がお得だと感じたから
- ・自分で買いに行けないから、自分で買いに行くのは面倒だから
- ・どこで売っているのか知らなかったから
- ・その他（ ）

<Q1で「いいえ」の方>

Q1-3 購入しなかった理由は何ですか？(当てはまるもの全てに○をお付けください。)

- ・自分で購入したから、またはこれから購入する予定だから
- ・値段が高いと感じたから
- ・購入しても自分で取り付けられないから
- ・今付いている住宅用火災警報器が新しいから(平成 年設置)

※設置した時期を記入してください。

- ・今付いている住宅用火災警報器がまだ使えるから、壊れるまで使うから
- ・今も住宅用火災警報器を付けていないし、今後也不需要ないと思うから。
- ・賃貸住宅に住んでいて、自分では付けられないから
- ・その他（ ）

Q2 住宅用火災警報器が設置から10年での交換が推奨されていることを知っていましたか？

- ・知っていた
- ・知らなかった

Q3 ご自宅の住宅用火災警報器の点検をしたことがありますか。

- ・したことがある
- ・したことがない

<ご自宅についてお教えてください>

Q4 ご自宅の種類

- ・戸建て(所有)
- ・共同住宅(所有)
- ・戸建て(賃貸・社宅等)
- ・共同住宅(賃貸・社宅等)
- ・その他（ ）

Q5 ご自宅の築年数

- ・築（ ）年
- ・不明

Q6 住宅用火災警報器を付けた時期(今回、町会からの斡旋で交換した方は、交換する前の住宅用火災警報器を付けた時期)を教えてください。

<平成____年頃>

Q7 家族構成についてお教えてください。

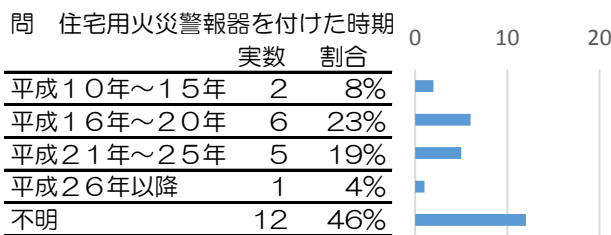
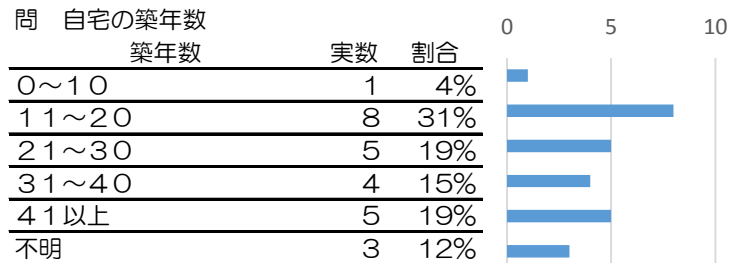
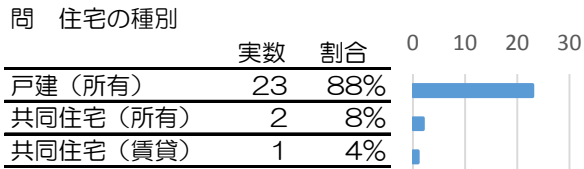
- ・65歳以上の方の一人暮らしの世帯
- ・65歳以上の方のみで2人以上の世帯(夫妻・兄弟姉妹等)
- ・その他

共同購入を実施した町会へのアンケート結果について

○調査期間：令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで

○2町会26サンプル

○共同購入を実施した町会の町会員にアンケート用紙を配布し、購入理由、未購入理由等を調査した。

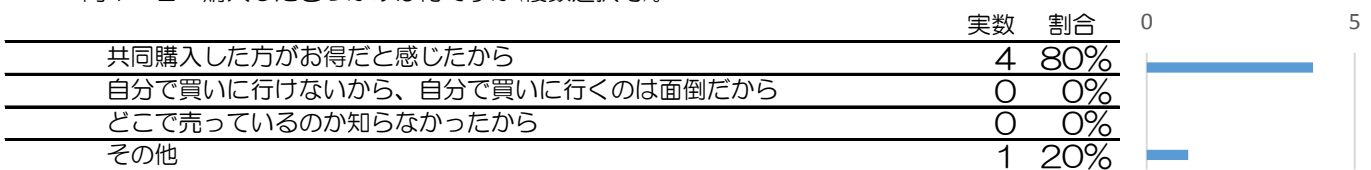


問1 今回、町会からの斡旋で、住宅用火災警報器を購入しましたか。



<問1で「はい」の方>

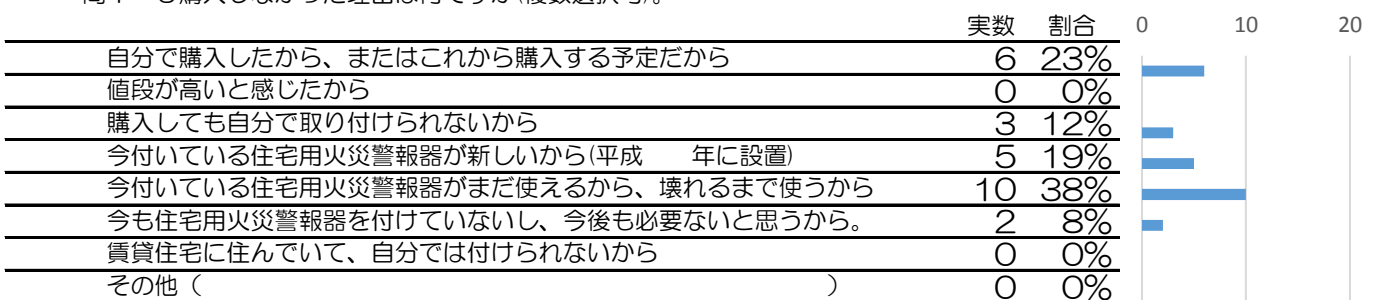
問1-2 購入したきっかけは何ですか(複数選択可)。



その他（追加で設置が必要だった）

<問1で「いいえ」の方>

問1-3 購入しなかった理由は何ですか(複数選択可)。



問2 住宅用火災警報器が設置から10年での交換が推奨されていることを知っていましたか。



問3 ご自宅の住宅用火災警報器の点検をしたことがありますか。



東京都住宅防火対策推進協議会事務局

東京消防庁防災部防災安全課

生活安全係住宅防火対策担当

TEL (03) 3212-2111 (内線 4195)

E-mail : bouanka1@tfd.metro.tokyo.jp

令和2年12月